

令和5年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和5年5月22日(月)
午後3時～午後3時35分
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 仮席次の指定
- 4 席次の決定
- 5 会議録署名者の指名
- 6 会期の決定
- 7 議案の審議

議案第9号 教育財産の取得申出について

議案第10号 弘前市社会教育委員の委嘱について

議案第11号 弘前市指定文化財の指定解除について

議案第12号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案第13号 令和5年度教育費補正予算案に対する意見申出について

- 8 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、3番 村谷 要 委員、4番 日景 弥生 委員、
5番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席委員

2番 柿崎 良樹 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長補佐 佐藤 一晃、教育センター所長 成田 頼昭、
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長補佐 清野 悟、
文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和5年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。

次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、弘前市教育委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。くじを引く順番は現在の番号の早い順からとします。また、欠席委員のくじは最後まで残ったものいたします。

（くじ引き）

○教育長（吉田 健） くじの結果、席次は次のように決定いたしました。2番 柿崎良樹 委員、3番 村谷 要 委員、4番 日景 弥生 委員、5番 齋藤 由紀子 委員、この席次でご着席願いますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩、委員は決定した席次に着席）

○教育長（吉田 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議録署名者に3番 村谷 要 委員と4番 日景 弥生 委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が5件となっております。議案第13号は、令和5年度補正予算の成立過程における案件であることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第13号は非公開で審議することといたします。

・議案第9号

○教育長（吉田 健） 議案第9号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 議案第9号 教育財産の取得申出について、ご説明申し上げます。

提案理由は、西部学校給食センターで使用する食器洗浄機を、経年劣化に伴い更新しようとするものであります。西部学校給食センターの食器洗浄機は平成22年8月に稼働を開始してから12年経過しており、経年劣化による故障が発生するなど稼働停止のリスクが生じております。そのため2台ある食器洗浄機のうち、昨年度1台を更新し、残りの1台を今年度更新するものであります。取得する財産につきましては昨年度同様、「カゴごと洗浄方式」による食器洗浄機1台で、取得金額は6千717万7千円を予定しております。なお、この金額には電気設備等の付帯工事費も含むものであります。説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○4番（日景弥生委員） 今回更新する機種は昨年と同じものですか、それとも違いますか。

○学務健康課長（相馬隆範） 昨年と同じ機種です。

○4番（日景弥生委員） ランニングコストの観点からすると、一般的にこういった製品は消費電力が年々減少しています。電気料金が上昇していることもあり、機器更新の際にはこれを軽減できればと思って質問しましたが、その点は理解できました。もう1つ質問があります。現在、西部と東部で何食の給食が提供されているかご存知でしょうか。

○学務健康課長（相馬隆範） およそですが西部が7000食、東部が3500食くらいです。

○4番（日景弥生委員） なぜこの質問をしたかといいますと、少子化により給食の数が減ることが予想されるからです。食材費以外にも機器や人件費などがかかります。年間給食にどれくらいかかるか試算することで、コスト削減の方法を探したいと思いました。弘前市の学校給食ではありますが、それは必ずしも弘前市が作らなければならないということではないと思います。例えば、外注するという選択肢もあります。設備更新の際には、学校給食費や子ども一人ひとりへの支援の額を計算する必要があると考えています。今後はこの視点が必要だと思います。

○学務健康課長（相馬隆範） 今後少子化が進むと提供する給食の数は減りますが、学校数が変わらなければ、コンテナを運ぶための設備の関係などで、西部給食センターだけでは賅えない現状がありますので、当面は西部と東部の2か所で給食を提供していく考えです。しかし、今後についてはご指摘のとおり、計画を検討していきたいと思っております。

○4番（日景弥生委員） 今すぐにではなくても今後の教育予算に関係するので、いつかそういう試算をしてほしいと思います。学校給食はなくせない、減らせない要素です。市の教育予算の中で給食費がどれくらい占めるか把握していませんが、

何かの折に提示くださればと思います。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第9号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は可決されました。

・議案第10号

○教育長（吉田 健） 議案第10号 弘前市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） 議案第10号 弘前市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。提案理由は、弘前市社会教育委員の一部委員の人事異動等による退任に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、補欠委員を委嘱しようとするものです。

弘前市社会教育委員の定数及び任期につきましては条例に定めがあり、委員の定数は10名以内、任期は2年としております。ただし、補欠委員の任期は規則により、前任者の残任期間となり令和6年7月31日までの任期となります。

次に、委嘱する委員であります。学校教育の選出区分で小学校校長会から選出頂いた三上文章氏に委嘱を行いたいと考えております。

今回の異動による委員の男女比は変更がなく、10名の委員中4名が女性で女性比率は40%となっております。説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第10号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は可決されました。

・議案第11号

○教育長（吉田 健） 議案第11号 弘前市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（石岡博之） 議案第11号 弘前市指定文化財の指定解除について、ご説明申し上げます。提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、市の有形文化財に指定した法源寺の絹本著色阿弥陀如来像の指定を解除しようとするものであります。法源寺の絹本著色阿弥陀如来像は、令和5年4

月12日付けで、青森県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき県重宝の指定を受けたものであります。これに伴い、弘前市文化財保護条例第11条第1項第4号により、市指定文化財の指定解除を行う必要があることから、市指定有形文化財絹本著色阿弥陀如来像の指定を解除するものです。説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 4番（日景弥生委員） 市から県への移管で、今後管理がよりしっかりとされるようになるという認識でよろしいでしょうか。
- 文化財課長（石岡博之） 管理に関しましては原則、所有者が行います。県重宝になったことによって、例えばその物が毀損した場合など、お金の出どころが違ってまいります。今までは市の半額助成が原則だったのですが、県のほうでいくらか出て、残りを市が助成するという形になりますので、大きく変わるところはそのお金の出所と、あと、言い方が悪いのですが、ステータスです。市よりも県のほうが上、というような印象があります。文化財的にはあまり変わらないと思っているのですが、県になったら次は国、上に行くっていう可能性もございますので、そういう意味でのステータス、価値の向上という意味が図れるかと思えます。以上です。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第11号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号

- 教育長（吉田 健） 議案第12号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（石岡博之） 議案第12号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。提案理由は、大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。本委員会は、市内に所在する国指定名勝大石武学流の4つの庭園、瑞楽園、成田氏庭園、對馬氏庭園、須藤氏庭園の保存活用計画の策定にあたり、学識経験者らによる指導を得るため令和3年度に設置した附属機関であり、これまで4回にわたり会議が開催されてきたものであります。令和5年3月28日付けで、当初の目的である保存活用計画が策定できたために、目的が達成されたことから、委員会を廃止するためのものであります。また、委員会の廃止に伴い、弘前市附属機

関設置条例及び弘前市議員報酬、費用弁償の額及びその支給方法条例の一部を改正するものです。説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決されました。

・議案第13号

○教育長（吉田 健） それでは、議案第13号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○教育長（吉田 健） 議案第13号 令和5年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第6回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時35分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 村 谷 要

署名者 日 景 弥 生